

令和5年度第1回 門真市子ども・子育て会議 議事録

- 1 日 時：令和5年11月15日（水）午後1時～2時
- 2 場 所：門真市役所 本館2階 大会議室
- 3 出席者：合田委員長、須河内副委員長、中塚委員、本田貴裕委員、本田恵委員、西堤委員、遠山委員、大西委員、安井委員、緒賀委員、清水委員
- 4 事務局：こども部 南野部長、寺西次長
こども政策課 美馬課長、小西課長補佐、浅尾主任、義川係員
子育て支援課 漕江課長、永原参事、三谷課長補佐、池田課長補佐
保育幼稚園課 笹井課長、田中主任
- 5 傍聴者：0名
- 6 次 第：(1) 委員長及び副委員長の選任について
(2) 諮問
(3) 議題
①門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について
②門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
③その他

(事務局)

定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまから令和5年度第1回門真市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議内容につきましては、議事録を作成するため、録音させていただいておりますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

本日は、15名中10名（1名が遅れて出席のため、最終的な出席者は11名）の委員にご出席いただいております、過半数を超えておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

また、本日、現時点で傍聴者の方はおられません。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

次第を表としまして、資料1 門真市子ども・子育て会議 委員名簿、資料2 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況、資料3 子ども・子育て関係施策の実施状況について、資料4 子ども・子育て関係施策の実施状況（抜粋）、資料5 門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について、資料6 計画の策定に係る市民ニーズ等調査について、資料7-1 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（就学前児童の保護者対象）、資料7-2 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（小学生の保護者対象）、資料7-3 門真市子ども・子育て支援に関するニーズ等調査（13歳～18歳の市民対象）、資料7-4 ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査のお願い。

以上となります。資料に不足がある場合は挙手の上、事務局へお声掛けください。

それでは、開会にあたりご挨拶をいただきます。

本日、宮本市長が他の公務のため欠席させていただいておりますので、下治副市長よりご挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

(下治副市長)

皆さん。こんにちは。

副市長の下治でございます。

本日、宮本市長が公務のため、出席が叶いませんでしたので、代わりにご挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、平素より市政各般、とりわけ本市児童福祉行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また本日はご多用の中、ご参集賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて近年、少子化による就学前児童数の減少や女性の社会進出、就労形態の変化などにより、保育や子育て支援に対するニーズは多様化しており、本市におきましても、子どもや子育てをめぐる環境変化に対応するため、「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てに関する施策を総合的・計画的に進めているところであります。

本計画は令和7年3月をもって計画期間が終了するため、今年度より第3期計画の策定に向けて検討進めていくこととなっておりますので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚なくご意見をいただき、本市の子ども・子育て支援のさらなる推進にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、委員の紹介をさせていただきます。

資料1の名簿をご覧ください。

上から順にご紹介させていただきます。

四條畷学園短期大学教授 合田委員でございます。

大阪人間科学大学教授 須河内委員でございます。

門真市医師会副会長 中塚委員でございます。

門真市民生委員児童委員協議会副会長 東野委員は本日ご欠席でございます。

門真市PTA協議会会長 本田委員でございます。

門真市母子寡婦福祉会会計 本田委員でございます。

市民委員として、未就学児の保護者 西堤委員でございます。

守口門真商工会議所女性会会員 遠山委員でございます。

連合大阪守門地区協議会事務局長 山田委員は本日ご欠席でございます。

門真市民間保育園協議会会長 大西委員でございます。

門真市私立幼稚園協議会会長 足立委員は本日遅れて出席される予定です。

地域子育て支援拠点事業者代表 安井委員でございます。

市民委員として、20歳以上の市民の代表 緒賀委員でございます。

公立園代表 清水委員でございます。
門真市立小中学校長会 三村委員は本日ご欠席でございます。
以上でございます。
続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。
こども部長の南野でございます。
こども部次長の寺西でございます。
こども政策課長の美馬でございます。
こども政策課主任の浅尾でございます。
こども政策課の義川でございます。
子育て支援課長の漕江でございます。
子育て支援課参事の永原でございます。
子育て支援課課長補佐の三谷でございます。
同じく子育て支援課課長補佐の池田でございます。
保育幼稚園課長の笹井でございます。
保育幼稚園課主任の田中でございます。
最後に、私、こども政策課 課長補佐の小西でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは次第の1「委員長及び副委員長の選任」に移りたいと思います。

本日ご参集いただいている皆様は、令和5年10月30日付で子ども・子育て会議の委員として就任いただいております。その後、初めての会議となりますので、委員長、副委員長を選任いただく必要がございます。

事務局としましては、子ども・子育てへの造詣が深く、これまでの会議においても委員長、副委員長として会議に携わっていただいております合田委員に委員長、須河内委員に副委員長を引き続きお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様はいかがでしょうか。

(委員同意)

(事務局)

ありがとうございます。それでは、合田委員に委員長を、須河内委員に副委員長をお願いしたいと思います。

合田委員、須河内委員は座席の移動をお願いいたします。

続きまして、次第の2「諮問」に移りたいと思います。

それでは、下治副市長より合田委員長に諮問をお願いいたします。

(下治副市長)

門真市子ども・子育て会議委員長様。

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について諮問。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第7項の規定に基づき、門真市第3期子ど

も・子育て支援事業計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

令和4年11月15日。門真市長宮本一孝。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

誠に恐縮ですが下治副市長は公務のためここで退席させていただきます。

ここで、諮問について簡単に説明させていただきます。

諮問とは、市長その他の執行機関が審議会や協議会などの附属機関に対し、一定の事項について意見を求める場合に提出するものです。

諮問を受けた附属機関は、諮問内容について審議し、意見をまとめた後、答申という形で、意見等を市長に提出いただくこととなります。

先ほど、下治副市長よりお渡しいただいた諮問書の写しを皆様にもお配りしておりますが、今回であれば、「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について」の諮問となり、その内容について、皆様にご審議いただき、意見をまとめていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、委員長に一任いたします。

よろしくお願いいたします。

(合田委員長)

それでは、皆様方、気持ち新たに門真市の子ども・子育て会議を今、副市長さんからいただいた諮問に対して、貴重なご意見をいただく場になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の1「門真市第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗管理について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

この会議では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行うこととされているため、例年、計画に掲げる各施策の取組内容や評価、今後の方向性などをまとめ、ご報告させていただいており、本日は令和5年度の進捗報告として、令和4年度の内容を中心にご報告いたします。

それでは、資料2をご覧ください。

こちらは、計画において量の見込みと確保方策を定めている地域子ども・子育て支援事業についての実績などをまとめたものです。

まず、この資料について簡単に説明させていただきます。

1 ページ目の表をご覧ください。

項目が大きく計画内容と実施状況に分かれているかと思います。

まず、計画内容に記載している量の見込みについては、その事業の想定される利用者数等を算出し

たものです。その隣の項目の確保方策とは、想定される利用者数に対し、どれだけ事業を提供できるのかを想定した数値となっています。

基本的には、想定する利用者数全員が事業を利用できるよう、確保方策が量の見込みを上回る数値となるように設定しております。

次に、実施状況についてですが、こちらの項目は量の見込みや確保方策に対し、実際にどれだけの利用があったのか、どれだけ提供できたのかなどの実績を記載しています。

それでは、各事業の令和4年度の実施状況について説明させていただきます。

始めに1ページ目の「幼児期の教育・保育」についてです。

こちらは、市内の保育所などを利用できる人数と実際に利用した人数を示しています。

4年度の利用者数を見ていただくと、1号認定が780人、2号が1,214人、3号が991人、利用定員は、1号認定が1,702人、2号が1,342人、3号が1,113人となっており、いずれも利用定員が、利用者数を上回っているため待機児童は生じていないことになります。

それぞれの人数を計画内容と比較しても大きくかい離はしておらず、概ね計画に沿った形となっています。

今後の方向性については、今後のニーズ量の変化に合わせ、利用定員の調整を検討していくとしています。

次に2ページをご覧ください。「利用者支援事業」です。

こちらは、子育て世帯の方が多様な教育・保育施設などを活用しやすいように必要な支援を行う事業で、支援を行うために設けている相談窓口の箇所数を記載しています。

4年度の実施状況を見ていただきますと、基本型・特定型が2箇所、母子保健型が1箇所となっており、計画内容とも一致していますので、計画に沿った形で実施できています。

今後の方向性については、引き続き、必要とする方が適切に事業を活用できるように支援するほか、利用者のニーズに添った保育情報の提供に努めるとしています。

次に3ページをご覧ください。「地域子育て支援拠点事業」です。

こちらは、主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などを行う施設の実施箇所数と年間の延べ利用人数を記載しています。

4年度の実施状況を見ていただくと、実施箇所数は2箇所、年間のべ利用人数は11,338人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、乳幼児の人口が減少していることや、保育サービスの充実により、早くに仕事復帰する保護者もいることから、利用者は0歳の子どもとその保護者が中心となっており、1歳以上の利用者が少なくなっていることを挙げています。

今後の方向性については、引き続き事業を実施し、より多くの方に利用していただけるよう、来所のきっかけになるようなイベントの開催、相談への適切な情報の提供等を行うとしています。

次に4ページをご覧ください。「妊婦健康診査」です。

こちらは、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業で、年間受診のべ人数を記載しています。

4年度の実施状況を見ていただくと、年間受診のべ人数が8,156人となっており、概ね計画内容に沿った形となっております。

今後の方向性については、引き続き、妊婦 1 人につき 120,000 円の公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ることで受診しやすい環境を整備し、安心安全な出産を目指すとしています。

次に 5 ページをご覧ください。「乳児家庭全戸訪問事業」です。

こちらは、生後 4 か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業で、利用実人数を記載しています。

4 年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が 313 人となっており、計画内容と比較すると 100 人ほどの差があります。

その要因として、出生数が減少していることや、新生児訪問の利用実人数がほとんど変化していないことを挙げております。

今後の方向性については、引き続き育児不安などに関する相談・助言・健診の案内・子育て支援サービスの情報提供を行い、子育ての孤立化を防いでいくとしています。

次に 6 ページをご覧ください。「養育支援訪問事業」です。

こちらは、養育支援が特に必要と判断された家庭に対し、保健師等が居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業となります。

4 年度の実施状況を見ていただくと、利用実人数が 3 人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、事業の案内をしたものの支援を希望されない家庭が多かったことを挙げています。

今後の方向性については、引き続き支援が必要と判断されるケースへの支援導入に努めるほか、子育て世帯訪問支援事業による生活支援の実施方法について検討を行うとしています。

次に 7 ページをご覧ください。「子育て短期支援事業」です。

こちらは、保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに児童養護施設などにおいて当該児童を一定期間養育し、保護する事業です。

4 年度の実施状況を見ると、年間のべ利用人数は 40 人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、新型コロナの影響により、施設の利用制限や利用控えがあったことが考えられます。

今後の方向性については、引き続き、6 施設と委託契約を行い、緊急時等に児童を養育・保護できる体制を整えるとしています。

次に 8 ページをご覧ください。「子育て援助活動支援事業」です。

こちらは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となってお互いに助け合う相互援助活動事業です。

4 年度の実施状況を見ていただくと、年間のべ利用人数は 305 人となっており、計画内容と比較すると利用者が少なくなっています。

その要因としては、利用対象年齢の人口が減少していることを挙げております。

今後の方向性については、事業を継続的に実施するため、担い手となる協力会員。両方会員の確保にかかる取組を継続的に実施するとしています。

次に9ページをご覧ください。「一時預かり事業」です。

こちらは保護者の疾病等により一時的に保育を必要とする子どもに対して、一時預かりを実施する事業です。

内容が幼稚園型と幼稚園型を除くに分かれていますので、幼稚園型から説明させていただきます。

幼稚園などが設定している教育時間は、だいたい2時ぐらいまでで設定されている施設が多いのですが、その時間以降も引き続き施設で子どもをお預かりするのが幼稚園型となります。

4年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数は29,333人となっており、計画内容と比較すると利用者が多くなっています。

その要因として、元年度から開始された幼児教育・保育の無償化により利用者が増加していることを挙げています。

次に、幼稚園型を除くについてですが、こちらは保育所などで在園児以外の子どもを一時的にお預かりするものとなっています。

4年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数が1,860人となっており、計画内容と比較して少なくなっています。

その要因としては、施設整備などで保育施設全体の受け入れ枠が増えたことや新型コロナの影響などを挙げています。

なお、今後の方向性については、幼稚園型と幼稚園型を除くのいずれも、一定の利用ニーズに対応できているため、今後も引き続き事業を継続していくとしています。

次に10ページをご覧ください。「時間外保育事業」です。

こちらは、保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園などで通常の保育時間を超えて、延長して保育を実施する事業となっています。

4年度の実施状況を見ていただくと、北部が339人、南部が342人で合計681人となっており、計画内容と比較すると少なくなっています。

その要因としては、新型コロナの影響による保護者の就労形態や就労時間の変化などで保育時間の延長を必要とする子どもが減少したものと考えられます。

今後の方向性については、引き続き保育時間の延長が必要な子どもの保育を実施できる体制を継続するとしています。

次に11ページをご覧ください。「病児・病後児保育事業」です。

こちらは、保護者が働いているため病気や回復期の児童を保育できない場合に医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的にお預かりする事業です。

4年度の実施状況を見ていただくと年間のべ利用人数が653人と計画内容より非常に少なくなっています。また、実施箇所数についても、計画内容では病児保育事業が北部2箇所、南部1箇所、病後児保育事業が北部1箇所、南部1箇所としていますが、実施状況では病児が北部1箇所、病後児が南部1箇所となっています。

そのため、利用者数が大幅にずれている要因として、実施箇所数の影響を挙げております。

なお、この項目は、今後も計画内容と実施状況がかい離すると見込まれているため、昨年度に令和5年度以降の計画内容を見直しております。

今後の方向性については、利用料を1日500円へ引き下げ、利用しやすい環境整備を図るとともに

利用状況や利用ニーズを踏まえ、適切な事業実施に努めるとしています。

最後に 12 ページの「放課後児童健全育成事業」です。

こちらは、小学校の放課後に児童の適切な遊びと生活の場を提供するなどにより、児童の健全育成を図るためのもので、市内の全 14 小学校で実施しています。

4 年度の実施状況を見ていただくと、登録児童数が 1,381 人となっており、計画内容よりもやや少なくなっていますが、大きくかい離があるわけではありません。そのため、今後の方向性については、引き続き市内の全小学校で実施するとともに、医療的ケア児等の受入れ体制の整備に努めるほか、定員を超えて申し込みがあった場合でも他校で受入ができるように調整を行うとしています。

資料 2 の説明は以上となります。

一度説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま、事務局の方から第 2 期計画に定めた量の見込みと確保方策について、令和 4 年度の実施状況について報告がありました。

報告があった内容について、委員の皆様からご質問等がありましたら挙手のうえ、よろしく願います。

(大西委員)

すみません。

6 番の養育支援訪問事業ですが、利用実人数が 3 人となっていて、実施体制が 7 箇所となっていますが、2 年度、3 年度、4 年度ときて、果たして、私はこの状況を詳しく知らないものですから、人数と開いている場所の数、利用人数の数の方が少ないので本当に 7 箇所も必要なのかというのを説明いただけたらと思います。

(合田委員長)

今、大西委員から 6 番目の養育支援訪問事業の委託箇所と実際の利用人数に差がありすぎるのではないかとということで、お答えの方事務局よりよろしく願います。

(事務局)

子育て支援課の永原です。

養育支援訪問事業につきましては、養育が特に必要なご家庭にヘルパーさん等を派遣させていただきまして、家事・育児支援等をさせていただくというものになります。

この事業につきましては、主に児童虐待として要対協に登録されている要保護児童、要支援児童ですとか、妊婦さんで出産後の子育てが心配な方を特定妊婦という形で支援させていただいているのですけれども、そういった方達への家事・育児支援といった形でヘルパーさんに訪問していただきながら児童虐待等への支援を行っていきたいと思っているのですが、なかなか実際は、私たちがご紹介させていただいても、「大丈夫だから。」「できるから。」というところで、利用に至らないというところが現

実としてございます。

実施箇所の7箇所につきましては、今、契約ができていますヘルパー事業者さんですとか、あとはシルバー人材センターの方にもご協力いただいたりしているところです。

もっと、たくさんの方たちに支援を受けてもらいたいと思っているのですけれども、なかなかつながらないというところで実績としましては、実人数が3名ということになっております。

また、今後も必要な方には支援を提供していきたいと思っているところでございます。

(合田委員長)

ありがとうございます。

大西委員。いかがでしょうか。

(大西委員)

7箇所というのは、シルバー人材センターも1箇所になっているのですね。

令和4年度のケースが3人ということですが、まったく令和4年度にお願いしなかったといえますか、ご協力する機会のなかった事業所さんは何箇所ぐらいなのでしょう。

1箇所で3人対応していたのか、3箇所で対応していたのかは分かりませんが、端的に教えていただきたいのが、利用人数が少ないんですけれども7箇所が必要なのかどうかを教えていただければと思います。

(合田委員長)

箇所数というところですね。事務局より再度お願いいたします。

(事務局)

箇所数につきましては、確かに利用実人数から比べますと多い形になっているかと思いますが、私たちとしては、できるだけ支援を導入するために必要な数だと思っております。

実際にご紹介する方が挙がってきたときには、それぞれの事業者さんにご連絡させていただいて、その中で、お願いする時間帯も朝ですとか夕方ですとか、いろいろございますので、サービスの中にもいろいろとありますので、その時にいけますよと言ってくれる事業者さんを探させてもらっているというところがございますので、できればこの数は確保していきたいなと、お願いできたらなと思っております。

(合田委員長)

大西委員。いかがでしょうか。

(大西委員)

けっこうです。

(合田委員長)

でしたら、他の委員の皆様方からなにかございますか。

本田委員どうぞ。

(本田貴裕委員)

ありがとうございます。

12 番の放課後健全育成事業について質問させていただきたいのですが、今後の方向性に「定員を超えた場合に他校で受け入れをして調整します」と書いているのですが、これまでに他校で受け入れをした実績があるのかという質問と、他校で受け入れるというのが、他の学校に行って、他の友達と一緒に放課後児童クラブを受けるとというのが現実的なのかなというお考えをお聞きしたいのですが。

(合田委員長)

ありがとうございます。

それでは、本田委員の今の問いかけに対してよろしく申し上げます。

(事務局)

子育て支援課の三谷です。

これまでに他校通会を利用された方がいるかというところですが、実際には令和4年度は年間で3名ほどいらっしゃいます。

受け入れにあたってはシルバーの職員が付き添うことにより、登室時の安全に配慮しております。

確かに普段行っている学校とは違うところなので、始めの方はやはり馴染みにくいということはあるかと思うのですが、指導員が子どもたちの間に入って遊ぶことにより、他校通会の児童が馴染めるよう体制を作っておりますので、今のところ利用者から困ったということは聞いておりません。

(合田委員長)

本田委員。いかがでしょうか。

(本田貴裕委員)

はい。大丈夫です。

(合田委員長)

ありがとうございました。

でしたら、他、いかがでしょうか。

去年度の進捗状況をご理解いただいたということでよろしいでしょうか。

(委員同意)

それでは引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは引き続きご説明いたします。

資料3をご覧ください。

こちらは、本市が実施している施策のうち、子どもや子育て世代に関わる取組について、4年度の実施状況や評価、今後の方向性などを取りまとめたものとなります。

1 ページ目をご覧ください。

ページの上部に記載の基本目標、基本施策、そして表の中にある個別施策、取組内容については第2期計画に定められているもので、取組内容に沿って各担当部署が実施した取組の実績や評価、今後の方向性等をそれぞれの表に取りまとめ、記載しています。

関係する施策が非常に多く、ここですべてを説明することはできませんので、特に変化があった内容を資料4に抜粋しておりますので、そちらを基に説明させていただきます。

それでは、資料4をご覧ください。

今回抜粋させていただいたのは5つの取組となります。

まず、1つ目は副食費の補助対象の拡充です。

副食費とは、おかずやおやつ等、主食以外の食材料費を指すのですが、3年度までは2号認定、いわゆる保育部分の3歳～5歳の児童のみを対象として副食費の補助を行っていました。

4年度からは幼稚園や認定こども園の教育部分に通う1号認定の児童なども補助対象としており、保育所、幼稚園、認定こども園に通う、3歳～5歳の児童は全員が副食費の補助対象となりました。

2つ目は門真市版授業づくりスタンダード等の浸透です。

こちらは小中学校での取組となり、本市では、子どもたちが学習指導要領に基づいた力を身に付けられるよう、授業づくりの指針を定め、その内容を浸透させるために授業づくりの研修会を行ってきました。

4年度はその研修会の回数を増やすとともに、教育センターの指導主事やスクールアドバイザーが各小中学校を訪問して授業を参観し、授業をした者に直接指導・助言を行う取組を実施しました。

この取組を4年度内に317回実施し、先生方の授業づくりを支援いたしました。

裏面に移りまして、3つ目は、障がいを持つ児童を受け入れる施設への補助の拡充です。

まず、3年度以前から実施していた障がい児保育対策補助金については、4年度より補助金算定の際に、子どもを基準とした算定ではなく、必要な職員の配置に基づいた算定へと変更いたしました。

新設した内容としましては、認定こども園特別支援教育・保育経費補助金において1号認定の障がい児を受け入れる認定こども園の人件費の補助を、障がい児受入促進事業において市内保育所等で障がい児を受け入れるために必要な改修等を行う施設への補助を実施しております。

4つ目は個別療育の対象年齢の拡充です。

子ども発達支援センターで実施している障がいのある児童への個別療育について、3年度は3歳から10歳までを対象としていたところ、4年度から3歳～12歳までに拡充し、より広い年齢で療育が受けられるようにしました。

また、5年度の取組となりますが、従来は対象児童の募集を4月から開始していたところ、3月から募集を開始することで個別療育の回数の確保と増回に取り組んでいます。

最後に5つ目の小中学校の通級指導教室の新設等です。

通級指導教室は、小中学校の中で障がいの状態や個に応じた指導及び支援を行うものです。

4年度に、二島小学校、四宮小学校、第二中学校の3校を新設したことで、小学校は14校中9校に、中学校は6校中4校に開設済みとなりました。

また、設置していない小中学校に対しては、設置している学校から通級指導担当教員が巡回指導を行っていましたが、3年度までは全て1校からの巡回としていたところ、4年度からは多くの学校において2校から巡回するようにし、教室が設置されていない学校においても通級指導を受けることができる時間を増やすようにしました。

なお、5年度の動きとなりますが、すべての小中学校に通級指導教室の設置が完了し、どの学校でも自校で通級指導を受けられるようになっております。

第2期計画の進捗状況についての説明は以上でございます。

(合田委員長)

ただいま、令和4年度に実施した子どもや子育て関係の施策についての令和4年度の実施内容等について、新たな取組があった事業などを抜粋した5つの取組について報告がありました。

報告があった内容について、ご質問等はありませんか。

何かありましたら挙手のうえ、よろしくお願いします。

いかがでしょうか。

でしたら、特に質問などはないとのことですので、次に進ませていただきたいと思います。

議題の2「門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

まず、第3期計画の策定の概要について説明いたしますので、資料5をご覧ください。

本市で策定している子ども・子育て支援事業計画は、「子ども・子育て支援法」に定められた5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策や、本市の子ども・子育て施策の円滑な実施について定めるものです。

本市では、この計画を次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の3つの計画の内容を含んだ形で策定しています。

次に、計画期間についてですが、この計画は5年を1期とすることとされており、現行の第2期計画は令和2年度から6年度までを計画期間としています。

そのため、令和6年度末までに第3期の計画を策定しなければなりません。

次に、計画の策定体制についてですが、この計画は子ども・子育て支援法第61条第7項により策定の際は、審議会その他の合議制の機関等の意見を聴かなければならないとされており、本市ではこの子

ども・子育て会議が該当する機関に当たります。

そのため、計画策定は、市職員で構成している策定委員会で検討した計画内容を皆様にお示しし、意見をいただきつつ進めていくこととなります。

計画策定の想定スケジュールですが、6年2月ごろから市民ニーズ調査及び関係部署への照会等を開始し、4月から本格的に計画内容の検討を進める予定としています。

その後11月に計画案を完成させ、12月にパブリックコメントを実施したうえで、7年2月に最終案を完成させる予定です。

第3期計画策定の概要は以上となります。この後、ご説明するニーズ等調査の内容が長くなりますので、ここで一旦説明を区切らせていただきます。

(合田委員長)

ありがとうございました。ただいま、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定の予定ということで、事務局より説明がありました。

内容としましては、令和7年3月31日までに第3期の計画を策定する必要があり、今年度から来年度にかけて、委員の皆様からいただく意見を参考としていくというものでした。

この点についてご質問等はございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。この計画について年明けの2月から始めるということでご了解いただいたということで。

それでは引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。

ここからは、計画の策定にあたって実施する市民ニーズ等調査の内容について説明いたします。

まず、資料6をご覧ください。

こちらには、今回実施する調査の概要をまとめております。

今回の調査は計画に子育て中の保護者等の意見やニーズを反映させるために実施するもので、おおまかな調査内容としましては、子どもや子育て支援に関する施策の必要量や施策に対する意向、ひとり親家庭等の生活と意識について把握するものとなっております。

調査対象は4つで、就学前児童の保護者、小学生の保護者、13歳～18歳の市民、ひとり親家庭等の保護者に対して調査を行います。

調査数や調査票のページ数は記載のとおりで、郵送により調査票を配付することで行います。

回答は返信用封筒による調査票の返送又はWEB上の回答フォームから受け付ける予定としており、調査の実施時期は6年2月～3月ごろを想定しています。

次に、調査票についてご説明します。

資料7-1～4が今回使用する調査票の案となります。

いずれの調査票も前回の計画策定時に実施した調査で使用了調査票を基に、内容を調整する形で作成しており、本日お渡ししている資料は、前回の調査からの変更が分かるよう削除した部分は見え消しで、修正後の内容には灰色のマーカーで示しております。

それでは、資料7-1からご説明します。

この調査票は就学前児童の保護者を対象としたもので、設問は基本的に大阪府から示されたひな型に基づいて設定しており、一部、市独自で設定している設問もございます。

2ページ目の下にあります「調査内容について」をご覧ください。

調査内容は大きく4つに分かれており、「家庭の基本情報について」が問1～13の13問、「幼稚園や保育所、認定こども園など定期的にご利用したい施設やサービスについて」が問14～26の13問、「一時的な預かりや地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスについて」が問27～33の7問、「子どもや子育て支援に関する意識などについて」が問34～49の16問の合計49問となっています。

前回の調査票から修正した内容につきましては、細かい部分を含めると数多くありますので、大きく修正した箇所を抜粋して説明させていただきます。

まず、13ページの間29をご覧ください。

こちらは、保護者の用事により、泊りがけで年間何泊ぐらい家族以外に子どもを預ける必要があるかと思うかとしており、短期入所生活援助事業の利用希望の有無と利用したい泊数を確認する設問ですが、前回より大阪府のひな型の設問内容が大きく修正されていたので、その内容を反映し、設問全体を修正しています。

また、次の14ページにある問29-1は前回の調査では市独自で設定していた設問ですが、問29の修正により類似した設問となってしまいましたので、設問から削除しています。

次に、16ページの間34をご覧ください。

こちらは、子どもの生活状況を確認する設問です。

前回の調査では、大阪府のひな型で設問として設定されていたものの、本市の判断で削除していた設問です。

前回削除していたのは、別に実施している子どもの生活に関する実態調査、いわゆる子どもの貧困にかかる調査に類似する設問があったことが理由でしたが、その調査は就学前児童を対象としたものではなかったため、今回は設問として追加することといたしました。

次に20ページの間48をご覧ください。

こちらは、複数の子どもや多胎の子どもがいる方向けのもので、今回から大阪府のひな型に追加された設問であるため、市の様式にも新たに設問として追加いたしました。

内容としては、どのような支援やサービスがあれば、子育ての負担を軽減するのに有効だと思うかというもので、選択肢も複数のお子さんや多胎のお子さんがある家庭に関連した内容となっています。

大きな変更は以上ですが、これらの他にも市の施設や事業の名称及びそれらの説明などにつきまして、各担当部署に確認いただいたうえで必要な修正を加えております。

次に、資料7-2をご覧ください。

こちらは、小学生の保護者を対象とした調査になります。

この調査も、就学前児童の保護者を対象としたものと同様、基本的には大阪府から示されたひな型に基づいて設問を設定しています。

2ページ目の下にあります「調査内容について」をご覧ください。

調査内容は大きく3つに分かれており、「家庭の基本情報について」が問1～11の11問、「放課後児童クラブなどの子育て支援サービスについて」が問12～22の11問、「子どもや子育て支援に関する意

識などについて」が問 23～45 の 23 問の計 45 問となっています。

大きく変更した箇所について説明させていただきます。

まず、9 ページの問 17 をご覧ください。

こちらは、泊りがけで子どもを預けたい場合のことについて確認している設問となっており、大阪府のひな型に合わせ、設問全体の表現を修正しています。また、この修正により同ページにあります問 17-1 が類似の質問となりましたので削除しています。

次に、11 ページの問 23 をご覧ください。

こちらは、子どもの生活状況を確認する設問となっており、先ほどと少し理由は違いますが、(2) の 1 日 1 回は家族と食事をするのかと (3) 平日のテレビ・ビデオの 1 日あたりの平均視聴時間の設問はこどもの貧困にかかる調査で設問となっていなかったため、設問を追加しました。

次に、17 ページの問 44 をご覧ください。

こちらは、複数の子どもや多胎の子どもがいる方向けのもので、大阪府が今回の調査から追加した設問です。

これらの他、大阪府ひな型に基づき、軽微な修正を行っているほか、市の施設や事業の名称及びそれらの説明などにつきましては、各担当部署に確認いただいたうえで必要な修正をしております。

次に資料 7-3 をご覧ください。

この調査票は 13 歳から 18 歳までの方を対象としたものです。

こちらの内容は、大阪府からひな型を示されているわけではないため、すべて市独自の設定となり、設問は全部で 31 問となります。

こちらは、資料 7-1 や 2 のように調査内容を冒頭に記載しておりませんが、家庭や生活の状況、薬物や性に関する知識、将来へのイメージなどを設問としています。

なお、前回の内容から修正したのは、4 ページの問 13 の回答の選択肢にあった「ネットで知り合った仲間」を他の選択肢に合わせて「インターネットで知り合った仲間」としたのみで、基本的には前回の調査と同じ内容となっています。

最後に資料 7-4 をご覧ください。

ひとり親家庭等への調査について、子育て支援課 池田よりご説明させていただきます。

ひとり親家庭等への調査については、前回、令和元年に行っております調査をもとに、修正、削除等を行いました。また、多くの方に回答していただけるようできるだけ、重複している質問などは削り、必要項目に絞り、前回、41 項目でしたが、33 項目に減らしております。

設問の内容としましては、ご家族や仕事、生活の状況などのほか、ひとり親家庭等を取り巻く環境や支援施策の認知度について回答してもらうものを設定しています。

大きく変更した箇所について説明させていただきます。

まず、2 ページの見え消し部分の問 6 をご覧ください。

問 6 は、世帯の状況についての質問になりますが、問 6-1 で子どもの年齢や状況を尋ねるなど内容が重複しているため削除しました。

次に、3 ページの見え消し部分の問 7、8 をご覧ください。

問 7、8 は、身近に相談できる方、頼れる方がいるかについての質問になりますが、7 ページの問 21 と重複しているため削除しました。

また、6 ページの見え消し部分 問 16 をご覧ください。

問 16 も問 17 で収入状況を尋ねるなど内容が重複しているため削除しました。

次に、7 ページから 8 ページの見え消し部分の問 24、25、26 をご覧ください。

問 24、25、26 では、習い事、教育費などについての質問となっておりますが、ひとり親等に特化した質問ではないため削除を行いました。

次に、9 ページの問 32-1 をご覧ください。

問 32-1 では、養育費を受け取っていない理由について質問しております。

これまでの項目に加え、「9. 相手から身体的、精神的暴力を受けたから」、「10. 現在、交渉中または今後交渉予定であるから」を追加しております。

次に、10 ページの見え消し部分の問 33-1 をご覧ください。

問 33-1 は、養育費について子どもが何歳になるまで支払う取り決めをしているかの質問ですが、養育費の取り決めの年齢で、利用できる制度等が直接変わることはないため削除しました。

続いて、同ページの問 34 をご覧ください。

問 34 は面会交流の取り決めについての質問ですが、「離別した配偶者」と限定していましたが、離別した配偶者以外にも面会交流は可能なため「離別した配偶者」を削除しました。

次に、11 ページの問 38 をご覧ください。

問 38 については、施設、制度等についての質問ですが、選択肢については、特にひとり親家庭に利用していただきたい国、府、市が行っている事業、支援に絞った選択肢としています。また、施設、制度等の認知度、利用度を確認する項目としているため、選択肢の説明文も削除しております。

次に 13 ページ見え消し部分の問 41 についてですが、今回、設問数が多く、回答するだけでも時間がかかることも想定されているため自由記載を設けないことで負担軽減を図りました。

以上が、ひとり親等についてのアンケートの説明となります。

ただいま、説明いたしました 4 つの調査について、表現や内容等気になる点がございましたら、ご意見をいただければと思います。

説明は以上となります。

(合田委員長)

ただいま、事務局より第 3 期の計画を策定するあたって実施するニーズ等調査の内容について説明がありました。

内容としましては、市民の皆様にも求められている子ども・子育て支援を把握するためのアンケートを実施するというもので、調査内容についても前回の調査で使用した調査票より変更があった部分を中心に説明がありまして、表現や内容等について委員の皆様それぞれのお立場からご意見をいただければとのことでした。

説明された内容につきまして、委員の皆様よりご意見やご質問等はございませんでしょうか。

挙手のうえ、よろしく申し上げます。

それぞれのお立場から、遠慮なく事務局に投げかけてもらえたらと思います。

特にございませんでしょうか。

確かに、この資料が送られてきたのが先週の金曜日と思うので、かなりの量ですから、皆さんお忙し

いばかりと思いますので、なかなか読む時間がなかったと思います。

私の方から勝手な提案ですけれども、もし、今は意見がないということですが、後日、気づいたことがあれば事務局の方に問いかけていただくという形でもよろしいでしょうか。

(事務局)

内容の修正の都合上、11月中であれば対応できますので、その期間であればご意見をいただくことは可能です。

(合田委員長)

でしたら、繰り返しますけれども、それぞれのお立場から見ていただいて、読み込んでいただいて、ここはこうした方がいいんじゃないか、ああした方がいいんじゃないかというご意見がありましたら、今、お答えいただきましたけれども、11月末まで事務局の方へ問いかけていただくということで、また、ご意見をいただけたらということです。

大丈夫でしょうか。

でしたら、次の議題に進みたいと思います。

議題の3の「その他」としまして、事務局より何かございますでしょうか。

(事務局)

まず、本日諮問させていただいた第3期計画の策定についてですが、計画策定の進捗に合わせて皆様に資料をお示しし、今年度から来年度にかけて複数回に渡ってご意見をいただく予定としています。

そのため、答申についても来年度に取りまとめでいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、先ほど説明いたしました市民ニーズ等調査についてですが、内容をさらに精査・調整したうえで6年2月頃に実施する予定です。先ほどもありましたとおり11月中に、もしご意見があれば事務局の方にお知らせください。調査の結果につきましては改めて会議の場でご報告させていただきます。

以上となります。

(合田委員長)

ありがとうございました。

ただいま事務局より、説明があった内容について、委員の皆様からご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。でしたら、先ほどのアンケートについての問いかけがありましたら、今月末までにご連絡をお願いいたします。

れでは、本日の議題は全て終了いたしましたので、会議を終わりたいと思います。

皆様、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

(以 上)